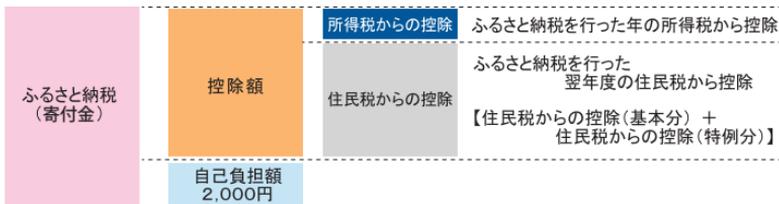


ふるさと納税、控除額には制限も

知らなきや損する

税額控除のしくみ



©2019 FPサポート研究所

ふるさと納税は、自治体を指定して「寄付」する制度です。今年度分はまだ間に合うので、考えてみましょう。寄付を行うと確定申告に必要な寄付を証明する書類が発行されます。一般的に、この書類で確定申告をすることで、寄付金額の2000円を除いた金額の多くが、所得税や住民税から控除され軽減されるので、節税ではありますが、図のように、寄付した金額はあるわけですし、寄付によって自分が納税している住民税の一部が、寄付をした自治体に移るといってごまかすということでもあります。

例えば5万円を寄付して、2000円を引いた4万8000円が、所得税や住民税から控除されるなら、実質的に2000円は負担しているわけですが、寄付した自治体から特産品などの返礼品が2000円を超えて送られてくるとお得にもなるというわけです。ただ、無制限に税金が控除されるわけではなく、年間の寄付が一定額を超えるとその分は控除の対象外となり自己負担になります。

では、年間にいくらまでなら自己負担を増やさずに寄付できるのでしょうか。その上限は、収入や家族構成などで異なり計算は複雑です。例えば、年収400万円の人で①共働き(配偶者の収入が201万円超)の場合、上限額の目安は4万2000円、②共働きで子ども1人(高校生)がいる場合は3万3000円です。収入が500万円なら①6万1000円、②4万9000円というように、所得税と住民税それぞれの計算が細分化され、何段階も

のステップもあって、自分で計算するのは困難です。そこで、参考になるのが、ふるさと納税の仲介サイトなどで目安額を試算できる機能です。

ふるさと納税は、複数の自治体にいつでも行えて、確定申告を行うと、ふるさと納税を行った年の所得税から控除(還付)と、翌年度の住民税から控除(住民税の減額)されます。確定申告が不要な会社員などの場合、寄付する自治体が5つ以内なら、納税の際に送っている「ふるさと納税ワンストップ特例」の申請を行えば確定申告は不要で、控除の全額は、翌年の住民税から減額されるしくみになっています。

地方に生まれた人達は、故郷の自治体から教育や医療などさまざまな住民サービスを受けて育ちますが、進学や就職で生まれた場所とは違う都会などに移り住むと、そこで納税を行います。自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意思で、納税できる制度があってもよいのではという議論から、ふるさと納税の制度は生まれました。ふるさと納税は、応援したい自治体などにも納税を行うことができ、その地域の活性化につながる制度といえます。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サードファイアードファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 …………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 …………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F] ☎076-232-2038 要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

いしかわ暮らしのマネープラン